

「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」報告書概要

資料2-2

H30改正時【衆・参消費者特委 附帯決議等】

早急に必要な措置を講ずべきとされた事項

- ① いわゆる「つけ込み型」勧誘
- ② 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減
- ③ 契約条項の事前開示及び情報提供の考慮要素

- ・社会経済情勢の変化への対応
- ・法制的・技術的な観点からの検討の必要
- ・行動経済学等の視点

研究会の開催及び審議経過

- ・専門技術的側面の研究会の開催(平成31年2月)
- ・関係団体等に対するヒアリングを実施し、①～③の論点につき審議
- ・計9回の審議を経た後、報告書を取りまとめ(令和元年9月)

委員一覧 (◎=座長、○=座長代理、以下五十音順、敬称略)

○ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
○ 沖野 真己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
黒沼 悅郎	早稲田大学法学学術院教授
角田 美穂子	一橋大学大学院法学研究科教授
高橋 美加	立教大学法学部教授
西内 康人	京都大学大学院法学研究科准教授
丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
室岡 健志	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
山下 純司	学習院大学法学部教授

早急に必要な措置を講ずべきとされた事項の想定事例等

事項 ①	○消費者の合理的判断ができない事情を不当に利用した勧誘(「つけ込み型」勧誘)による消費者被害が発生。 →例えば、 <u>高齢の消費者</u> であって <u>認知能力が低下</u> している場合等が想定される。	<事例1> 借入金の返済を遅滞し経済的に切迫していた認知症の高齢者が、その状況を知る事業者に、 所有する不動産を廉価で買い取られた事例	<事例2> 末期がん患者に対し、医者がこれまで受けた治療を否定した上で「今日の15時までに」と施術を急がせたために、 気が動転して80万円の施術を受けてしまった事例
事項 ②	○事業者の解約料条項のうち「平均的な損害の額」を超える部分は無効 (法第9条第1号) ③ キャンセル料の定め 無効 平均的な損害の額	事業者のキャンセル料条項	○不适当に高額な解約料を設定するようなケースも依然として存在 ○「平均的な損害の額」の立証責任は消費者にあるもののその立証は困難
事項 ④	(1)改正民法の定型約款の規定 ○定型約款を契約の内容とする旨の表示があれば個別の条項について合意とみなす(定型約款の事前開示義務なし) →消費者が契約条項を事前に認識できるようにする環境を整備	(2)消費者への情報提供 ○高齢者・若年者等様々な消費者のトラブル ○個々の消費者の事情に応じた情報提供の必要	

※オブザーバーとして、国民生活センター、法務省、最高裁判所が参加

各論点の検討

1. いわゆる「つけ込み型」勧誘

検討の背景

- ・H30改正では、不安をあおる告知等の「つけ込み型」勧誘の規定を創設
- ・合理的判断ができない事情は様々であり(高齢者、若者等)被害が多様化
- ・人間の合理性には限界があるという行動経済学の視点等



次のような方向性が考えられ、関係者の意見を聞きながら引き続き検討を進める

【考え方 I】消費者の判断力に着目した規定

- 判断力の著しく低下した消費者が、その生計に著しい支障を生じさせる契約を締結した場合に、消費者に取消権を付与することを原則としつつ、親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規定

【考え方 II】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定

- 「浅慮」:検討時間を不当に制限し、当該時間内に契約を締結しなければ利益を得ることができない旨を告げる行為に係る規定
- 「幻惑」:消費者の期待をあおり、当該契約を締結すれば願望が実現する旨を告げたり断定する行為に係る規定

【考え方 III】困惑類型(第4条第3項)の包括的規定

- 第1号から第8号まで類型化が図られたことを踏まえて、包括的・汎用性のある規定
- 各種業法における消費者保護規定等を参照するような規定を検討しつつ本法の逐条解説等によって、対象範囲を明示する。

2. 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減

- ・年間3万件の解約料トラブル
- ・「平均的な損害の額」の立証責任は消費者
- ・事業者の内部情報(計算資料、帳簿等)の立証困難
- ・現行法(文書提出命令等)の限界



【考え方 I】推定規定

- 同種事業者の損害額で当該者の「平均的な損害の額」を法律上推定する規定

【考え方 II】資料提出を促す規定

- 事業者に「平均的な損害の額」の算定根拠の任意の説明を促す規定(積極否認の特則)
- 訴訟上、事業者に資料提出の義務を課す規定(文書提出命令の特則)。相手方当事者には秘密保持義務を課す。※ 主体は適格消費者団体に限定
- 適格消費者団体に、実体法上の資料請求権を付与する規定

【その他】自主ルール策定の促進

- 透明性、合理性ある事業者団体の自主ルール策定の促進



【考え方】努力義務規定

- 開示請求権に関する情報提供の努力義務の規定
- 定型約款を容易に確認できる状態に置く努力義務の規定



【考え方 I】現行法上の努力義務規定に、考慮要素を追加

- いずれの要素についても、「つけ込み型」不当勧誘取消権の議論を踏まえ、検討が必要。

【考え方 II】解約料等に係る情報提供の努力義務規定

- 適切な時期に適切な方法で解約料等に関する事項の情報提供をする努力義務の規定

3. 契約条項の事前開示

- ・定期購入トラブル(不意打ち条項)の増加
- ・改正民法の定型約款の規定では事前開示義務なし

4. 消費者に対する情報提供

- ・年齢、財産の状況、生活の状況を考慮要素とすべきという附帯決議(H30改正時)
- ・事業者による情報提供の不足と限定合理性